

九大研推一 第990号  
平成22年10月20日

各部局事務（部）長 殿

九州大学学術研究推進部学術研究推進課長  
児島明佳  
九州大学総務部人事課長  
粒來英雄

文部科学省科学研究費補助金により雇用された学術研究員等の  
出張等の取扱いについて（通知）

今般、「平成23年度科学研究費補助金公募要領」において、文部科学省科学研究費補助金（以下「科研費」という。）により雇用されている学術研究員等が自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合の取扱いが、別添のとおり明記されました。

これにより、学術研究員等が雇用されている科研費の研究課題以外の業務に係る出張等は、エフォート管理により取り扱うこととなりますのでお知らせします。

なお、エフォート管理の手続きについては、別途、通知します。

おって、本通知は平成23年4月1日から適用するものとし、同日以降、「平成21年3月30日付け九大研推一第1301号『文部科学省科学研究費補助金により雇用された学術研究員等の出張等の取扱いについて（通知）』」は廃止します。

担当：学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第一係  
99-2130, 2174  
総務部人事課総務係  
99-2119

(別添)

(平成23年度科学研究費補助金公募要領 抜粋)

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下「雇用元の業務」という。）に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められませんので、平成23年度公募において、その取扱いを明確にしました。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

また、継続研究課題も同様に、次の点が研究機関において確認されていれば、自ら科研費の研究を実施することができます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること